

# 地方機関の再編計画のポイント

## 趣旨

平成13年2月に公表した「本庁組織の再編等に伴う簡素化・効率化」「機能強化、サービス水準の維持向上」「山間地域振興の総合的支援機能の整備」の3つの再編方針に基づく具体的な再編計画案のポイントは、次のとおりである。

## 実施時期

平成14年4月

## 再編計画案のポイント

### 1 県民サービスの向上

- 県民生活プラザ（仮称）の新設**.....（新）事務所単位に、旅券発給、消費生活相談及び県民相談・県政情報提供を統合した組織を設け、充実した県民サービスの提供を行う。
  - ・ 現行の事務所の県民サービスコーナー
  - ・ 現行の消費生活センター
  - ・ 現行の旅券センター⇒ 再編後の7（新）事務所単位に県民生活プラザを新設（旅券発給、消費生活相談、県民相談・県政情報提供窓口）  
（参考）名古屋市内は別途の対応.....県民サービスコーナーは、県民サービスセンターと消費生活センターを本庁直轄とした中央県民生活プラザに統合、名古屋市内にある旅券センター（本庁直轄）はそのまま存置
- 児童相談窓口の拡充**.....（新）事務所単位ごとに（尾張と西三河は複数）児童相談窓口の機能を配置する。
  - ・ 現行の児童相談所（中央、一宮、津島、半田、岡崎、刈谷、豊田、豊橋）⇒ 再編後の7（新）事務所に計9の児童相談センター
- 障害者相談機能の再配置**.....（新）事務所のうち、地域バランスを考えて核となる3地域の事務所に再配置する。
  - ・ 現行の名古屋市内2ヶ所、東三河地域1ヶ所⇒ 再編後の尾張、西三河及び東三河事務所の3ヶ所（地域）に配置
- 労働相談体制の整備**.....（新）事務所の産業労働課に相談機能を配置する（事務所の商工課と労政事務所を統合し、（新）事務所の組織とする）
  - ・ 現行の4労政事務所（1出張所）、1中小企業労働相談所⇒ 再編後の7（新）事務所に産業労働課を配置（他に、名古屋市内に本庁直轄の愛知県労働センター）

### 2 組織の簡素化・効率化

- 事務所の再編**.....広域行政圏単位以上の所管区域（市域を含む。）とする（豊田加茂広域行政圏を所管する豊田、足助事務所を統合、新城設楽広域行政圏を所管する新城、設楽事務所を統合する。）
  - ・ 現行の9事務所⇒ 再編後は7（新）事務所  
（足助事務所を豊田事務所に統合、設楽事務所を新城事務所に統合 ただし、健康福祉部門はできる限り存置）
- 保健所の再編**.....保健・医療・福祉の一層の連携を図るため、二次医療圏を老人保健福祉圏域と同一としたことを踏まえた再編を行う。
  - ・ 現行の17保健所6支所⇒ 再編後は14保健所9支所（当面は現在の拠点尊重して再編する）
- 環境部門の再編**.....（新）事務所の組織として拠点化し、機能強化を図る。
- 農林水産部門の再編**.....大きく3系列に分かれている関係組織を農林水産事務所に一元化する。
  - ・ 現行の9事務所経済課（農地課、林務課、水産課）
  - ・ 現行の11農業改良普及センター
  - ・ 現行の8農地開発事務所⇒ 再編後は7農林水産事務所に一元化  
（所在地は（新）事務所に準じるが、新城設楽地域は設楽町に配置する。）
- 建設部門の再編**.....現行の9土木事務所に関する地域の事務所建築課を統合し9建設事務所とする。
- 税務組織の再編**.....事務所税務課と県税事務所の二極体制を県税事務所に一元化する。
  - ・ 現行の9事務所税務課・6税務出張所
  - ・ 現行の9県税事務所（名古屋市内8、同市外1）
  - ・ 現行の1不動産評価事務所⇒ 再編後は10県税事務所（名古屋市内4、同市外6）に一元化  
（主要な県税が国税に準拠していることから、国の税務署の所管区域を参考に集約する。）
- 教育事務所の再編**.....事務所に準じて再編するが、足助、設楽には支所を存置する。

### 3 山間地域振興

- 地域の実情を踏まえた機能存置.....農林水産事務所の配置、あるいは林務・農業改良普及といった機能の存置のほか、教育部門の存置、健康福祉部門のできる限りの存置を行う。
- 山間地域振興機能の（新）事務所への配置

### 4 （新）事務所の総合調整機能の充実...（新）事務所による地域内の地方機関の総合調整を進める。

### 5 地方機関への権限移譲.....本庁から地方機関へ現地に即した権限の移譲を積極的に進める。

### 6 定数の削減、経費の節減